

『新会社法A2Z』訂正・補足説明一覧（平成19年4月6日現在）

号	頁	訂正・補足箇所	誤	正
1	12	欄外「会計参与制度」	取締役を設置した会社では、	取締役会を設置した会社では、
3	7	非公開会社の定義	「補足説明 Vol.3」を参照	
7	12	右列の下から4行目「特殊決議2」の決議要件の例	3人以上かつ決議権67個分以上の株主が出席し、議決権67個分の賛成があれば可決	3人以上の株主が出席し、議決権75個分以上の賛成があれば可決
8	8	商行為4段4行目	第2条であえて	第5条であえて
11	7	1段目	「監査省令案」の内容の一部は「会社法施行規則」へも取り込まれています。	「会社計算規則」へ、「持分省令案」の内容の一部は「会社法施行規則」へも取り込まれています。
	25	1段目	施行則附則4条1項2号	施行則附則4条1項3号
	40	3段後ろから5行目	具体的には、株式会社の取締役等、会計参与、監査役、執行役、取締役等の職務代行者、一時取締役等の職務を行うべき者、支配人、委任を受けた使用人を指します。	具体的には、 <u>発起人、設立時取締役等、取締役、</u> 会計参与、 <u>監査役、執行役、取締役等</u> の職務代行者、 <u>一時取締役等</u> の職務を行うべき者、 <u>支配人、委任を受けた使用人がこれにあ</u> たります。
	45	サブタイトル	非公開会社・非大会社(取締役設置会社)の定款	非公開会社・非大会社(取締役会設置会社)の定款
14	35	図2	「転換社債留保」	「新株予約権の留保」
17	5	目次36頁	飯田総一郎 税理士	飯田聡一郎 税理士
	13	3段7～8行	監査義務の有無という観点からは、	外部監査義務の有無という観点からは、
18	3	1段1行目	海外5カ国	海外8カ国
	"	2段5行目	ミニ・ベアリングやミニ・モーター	ミニチュア・ボール・ベアリングや小型モーター
	"	3段8～9行目	50カ国以上で事業を展開	14カ国以上で事業を展開
	"	3段15行目	社内取締役10人全員が	社内取締役8人全員が
	"	4段5～6行目	米国の現地法人のトップと、	取引先の役員と、
	22	表2タイトル	インターネットにより事業報告の開示を行う際に省略できる事項	インターネットにより事業報告の開示を行う際に省略できない事項
19	10	4段後ろから8行目	補足説明:「変更登記も不要なので、費用を節減できると期待される。」とあるのは、「資本金の額の増加による変更登記は不要」という意味であり、「議決権制限株式の新規発行に伴う変更登記」は別途必要となります。なお、株式の新規発行に必要な変更登記については、Vol.20、P47「種類株式の登記の実務」1段目「3 登記」で、「登記申請書」の作成例とともに解説しています。	
	36	様式5【通知書】4 各種類の株式の内容(赤字下線部の追加)	(1) 普通株式 a. 株主総会においてすべての事項につき議決権があるものとする。 b. 株式の譲渡による取得について当会社の承認を要するものとする。 (2) A種議決権制限株式 (aとbは変更なし) c. 株式の譲渡による取得について当会社の承認を要するものとする。	
21	10	「定時株主総会の事務日程モデル」	「補足説明 Vol.21」を参照	

『新会社法A2Z』訂正・補足説明一覧（平成19年4月6日現在）

【補足説明Vol.3】 P7 有限会社・株式会社法制の一体化と小規模会社法制の意義

第3号では、公開会社と非公開会社の区分けについて、次のような主旨を述べた。

- (1) 新会社法2条5号の文言によると、「公開会社」は、
- A. その発行する全部の株式の内容として譲渡による取得について会社の承認を要すると定款で定めていない会社
 - B. その発行する一部の株式の内容として譲渡による取得について会社の承認を要すると定款で定めていない会社
- とされている。
- (2) 他方、「非公開会社」の定義はないため、(1)の反対解釈により、
- a. その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得に株式会社の承認を要すると定款で定めている会社（Aの反対解釈）
 - b. その発行する一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得に株式会社の承認を要すると定款で定めている会社（Bの反対解釈）
- とする解釈がある。

第3号の解説はこの解釈に沿ったものであるが（7頁2段目）、この点については異なる解釈がある。

bの「一部について譲渡制限を定めている会社」は、公開会社であるBの「一部でも譲渡制限を定めていない会社」に含まれる、という解釈である。これに従うと、発行する株式の一部について譲渡制限を定めている定款があっても「公開会社」に属すると整理されることになる。

この点は、新会社法の2条5号の「全部又は一部」という規定の文言解釈において実質的には、定款によって発行する株式の一部について譲渡制限株式としている会社を「公開会社」ではないとして妥当か否かという問題となる。例えば99%譲渡制限が定められているのに、残り1%について譲渡制限が定められていない会社も公開会社として取り扱うのかという問題にもなる。

この文言を巡っては商法の研究者間でも見解が一致していないのも事実である（中には上場企業を公開会社とすべきであって、この用語自体を批判する見解もある）。

今後の検討課題であると考え、**「会社法制の現代化に関する要綱」**内に「株式譲渡制限会社（すべての種類の株式が譲渡制限株式である株式会社）」（第3 - (2)）とあることから、立法に参画していた研究者の解釈は、一部に譲渡制限株式があっても公開会社であるとする方が一般的である。

中央大学法科大学院教授

永井和之

第3号の45頁「わかりやすい新会社法」4役目の解説を併せてご参照下さい。（編集部）

『新会社法A2Z』訂正・補足説明一覧（平成19年4月6日現在）

【補足説明 Vol.21】 P10 監査日程（法定日程・事務日程）および決算発表日について

1 監査日程（法定日程・事務日程）

（1）法定日程

会計監査人および監査役会の監査期間は、それぞれ「4週間を経過した日」、「1週間を経過した日」とされている。この監査期間とは別に、特定取締役等関係者の合意により、所定の監査期限と異なる期限を定めることができるが、個別計算書類については、連結計算書類の監査期限に関する合意と異なり、所定の監査期限を短縮することができないとされている。すなわち、監査終了日は6月3日（日）となり、計算書類承認の取締役会日は、同日の監査終了時以降の日となる。

（2）事務日程

各監査機関において監査期限前に監査が終了すれば、合意の有無にかかわらず、手続を前倒しして進めることができるとされている（相澤哲＝和久友子「新会社法関係法務省令の解説（8）」『旬刊商事法務』1766号63頁）。実務上は、圧倒的多数の会社がこの取扱いになるものと思われる。これを、具体的日程として示したのが、「一般日程」である〔5/16（水）〕や〔5/18（金）〕の日程であり、監査が結果として早く終了した場合の日程である。

一方、株主総会日程は、実務上、監査日程（終了予定日）を含めすべての事項についてあらかじめ決めておき、その日程を大きく変更せず運営するのが通例であり、日程の組み立て上、監査日程を法定の監査期間（会計監査人「4週間」＋監査役会「1週間」）とするのも一つの方法だが、実務上の対応としては、会計監査人・監査役会それぞれの監査終了予定日を把握してスケジュール化する（監査期限を合意により短縮するものではない）ことも現実的な対応と思われる。

2 決算発表（決算短信の提出）

証券取引所の要請に応え、早期に決算発表（決算短信の提出）を行う会社が多く、平成18年3月決算会社では、5月の第3週（連結ベース）に集中している〔発表ピーク5月19日（金）〕。

日程表では、取締役会承認後（5月21日）を決算発表日としているが、これは、必ずしも取締役会で承認されたものを発表すべきとはされていない。したがって、取締役会による計算書類等承認前に発表する会社も多いものと思われる。この場合、会計監査人等の指摘によって計数等の修正が生じることもあり得ることから、実務上は、会計監査人の特に問題となる点がないといった事実上の了承が得られた段階で発表する事例が多いものと思われる。

なお「決算短信（連結）」の記載事項として、「決算取締役会開催日」欄があり、同欄は「当該決算発表を行うことについて承認する取締役会（会社法第436条第3項の取締役会を指すものではない。）の開催日を記載する。なお、開催していない場合は、当該欄を削除する。」とされている（「決算短信（連結）」の記載要領）。

中央三井信託銀行 証券代行部 法務担当顧問
坂本赫志